代理店手数料規程

アクサダイレクト生命保険株式会社

２０１８年４月

代理店手数料規程

改定　２０１８年４月１日

第１章 総 則

第１条（代理店委託契約書との関係）

本規程は、生命保険募集代理店委託契約書（以下「代理店委託契約書」という。）および再委託に係る覚書によりアクサダイレクト生命保険株式会社（以下「会社」という。）が生命保険募集代理店（以下「代理店」という。）に支払う手数料に関する事項を定める。

第２章 手 数 料

第２条（手数料）

会社は、代理店が募集し成立した保険契約（付加された特約を含む。）について、手数料支払の対象となる保険料の入金に対して初年度手数料および次年度以降手数料を代理店に支払う。

第３条（手数料額）

初年度手数料額および次年度以降手数料額は、保険契約の実収保険料に、保険契約の種類等（以下「保険種類等」という。）により別表に定める手数料率（以下「手数料率」という。）を乗じた額とする。

第４条（実収保険料）

保険約款の規定により保険料の払込が免除された場合、免除された保険料は、実収保険料として取り扱わない。

第３章 手数料率

第５条（手数料率）

手数料額算出のための手数料率は、代理店区分・保険種類等により別表の通り定める。

第６条（手数料率の変更）

１ 代理店または会社より申し出があった場合、手数料率について協議の上変更できるものとする。変更後の手数料率は会社が変更の承認をした日の属する月の翌月以降に成立した保険契約について適用する。代理店、会社の一方から何等の申し出がないときには、以前と同様の手数料率が適用されるものとする。

２ 生命保険契約の契約継続状況等について正常な水準から著しく逸脱していると認められる場合、または契約取扱上重大な過失または不正行為があった場合には、会社は上記に関わらず手数料率の変更を行うことがある。

第４章 手数料に関する補則

第７条（手数料支払対象外保険種類）

別表に定めのない保険種類については、手数料を支払わない。

第８条（更新契約）

１ 保険契約が更新された場合、更新後の保険契約（以下「更新後契約」という。）は更新時に保険契約が成立したものとみなし、更新時に適用されている代理店手数料規程および手数料率に準じて手数料額を計算する。

２ ただし、更新後契約の場合、初年度手数料率については、別表に定める初年度手数料率の５０％とする。

第９条（手数料を支払わない場合）

次の各号のいずれかに該当する保険契約については、手数料を支払わない。また、当該保険契約に対し既に支払った手数料相当額を速やかに戻入する。

（１）保険契約が解除・取消・無効・クーリングオフとなった場合。

（２）会社の別途定める規程に違反して保険募集を行った場合。

第１０条（早期消滅契約に対する手数料の戻入）

１ 保険契約が早期に失効、解約、一部解約（減額、特約の解約・減額をいう）された場合（以下本条において「早期消滅」という。）には、継続月数に応じて、既に支払われた手数料総額（一部解約の場合は、その部分に対応する手数料額）に以下の戻入率を乗じた額を戻入する。原則として早期消滅の判明した日以降に会社が支払うべき手数料から差し引くこととする。継続月数とは、その保険契約について早期消滅の事由が発生したときまでに実収保険料として入金のあった月数（半年払、年払契約については、１回の保険料入金をそれぞれ６ヵ月、１２ヵ月分の入金があったものとした月数）とする。

戻入率

継続月数	戻入率
１２ヵ月以内	１００％

２ 前項の規定により手数料の戻入の対象となった保険契約が復活または復旧された場合には、戻入手数料は再支払する。原則として復活または復旧の判明した日以降に会社が支払うべき手数料に加算して支払うこととする。ただし、復活または復旧時に一部解約等により保険契約の一部が復活または復旧されない場合には、当該部分に対応する戻入手数料の再支払は行わない。

３ 本条の規定は、更新後契約については適用しない。

第１１条（失効後復活契約）

失効後復活した契約については経過分の手数料を支払う。

第５章 手数料支払日

第１２条（手数料の支払日）

１ 初年度手数料および次年度以降手数料については対象契約の保険料入金月の翌月末日までにこれを支払う。ただし、支払うべき手数料の額が１０，０００円に満たない場合はその合計額が１０，０００円以上に達した月にその合計額を支払うものとする。

２ 前項ただし書きによる支払方法は新規登録月から１２ヵ月間（登録月を含む）は適用しない。また、新規登録月から１２ヵ月を経過した後についても、各年の３月および９月の支払い分については合計金額が１０，０００円未満の場合でもこれを支払う。

第６章 その他の事項

第１３条（特例処理）

１ 委託業務の遂行上、会社が必要と判断した場合は、本規程にかかわらず、会社は既払手数料の戻入、手数料の削減またはこれらの再支払を行うことがある。

２ 代理店は、代理店委託契約書の条項（契約の解約・解除）により、代理店委託契約が解約または解除となった場合、解約または解除時において、第９条（手数料を支払わない場合）、第１０条（早期消滅契約に対する手数料の戻入）およびその他会社が定める事項において、既払手数料等の戻入が発生していることが判明し、かつ戻入が完了してい

ない場合には、代理店委託契約の解約または解除後であっても、会社が指定する期日および方法によって既払手数料等の戻入相当額を会社に支払わなければならない。

第１４条（消費税および地方消費税の外税取り扱い）

本規程に基づく手数料に消費税および地方消費税を加算して支払または戻入する。

第１５条（契約の解約基準）

法人募集代理店委託契約に定める契約解約基準は、代理店業務委託契約中において甲の扱った１年間の新規保険契約が１２件未満の場合とする。

第１６条（規程の変更）

会社は、将来に向かって本規程を変更することができる。この場合、会社は事前に代理店に通知する。

第１７条（疑義の解決）

本規程に規定されていない事項、または本規程の解釈に疑義が生じた場合は、会社がその都度決定する。

付則

第１条（所管）

本規程は第Ⅱ分類とし、その所管は営業推進部とする。

第２条（改廃手続）

１ 本規程の改廃は、営業推進部が 立案し、数理・商品開発部、コンプライアンス・リスク管理部に意見徴求のうえ、営業推進部担当執行役員の決裁により行われるものとする。

２ 但し、手数料率および戻入率以外の改廃については、営業推進部が立案し、数理・商品開発部、コンプライアンス・リスク管理部に意見徴求のうえ、営業推進部長の決裁により行われるものとする。

３ 手数料率および戻入率の変更があった場合は、マネジメントコミッティへ報告するものとする。

第３条（施行日）

本規程は２００７年１１月２７日より施行する。

制定　２００７年１１月２７日
改定　２００８年　４月　１日
改定　２００９年　１月２７日
改定　２０１０年　５月１２日
改定　２０１０年　７月２１日
改定　２０１２年　５月　１日
改定　２０１３年　５月１４日
改定　２０１３年１０月１６日
改定　２０１４年　３月１９日
改定　２０１４年１１月１９日
改定　２０１５年　９月１６日
改定　２０１６年　１月　６日
改定　２０１６年　９月１４日
改定　２０１７年　４月　１日
改定　２０１８年　１月１５日
改定　２０１８年　４月　１日

別 表　手数料率

１．定期保険、定期保険（無解約返戻金型）、引受基準緩和型定期保険（無解約返戻金型）、収入保障保険、収入保障保険（無解約返戻金型）、終身医療保険（無解約返戻金型）、医療保険（定期型）、がん保険（定期型）、がん保険（終身型）

保険種類	初年度手数料率	次年度以降手数料率 （２－１０年目）
定期保険、定期保険（無解約返戻金型）※1 引受基準緩和型定期保険（無解約返戻金型）	３９．１％	４．３％
収入保障保険､収入保障保険（無解約返戻金型） ※2	３９．１％	４．３％
終身医療保険（無解約返戻金型）※3	３９．１％	４．３％
医療保険（定期型）※4	３０．６％	４．３％
がん保険（定期型）※5	３９．１％	５．１％
がん保険（終身型）※6	３９．１％	５．１％

※１　災害割増特約は含まない。

※２　災害割増特約（収入保障保険用）、災害割増特約は含まない。

※３　３大疾病保険料払込免除特約、入院時一時金給付特約（１５）、長期入院時一時金給付特約、先進医療特約、女性疾病入院特約を含み、健康祝金特則は含まない。

※４　入院時一時金給付特約、がん特約を含む。

※５　がん手術給付特約（定期型）、がん退院療養特約（定期型）、がん先進医療特約を含む。

※６　がん手術給付特約（終身型）、がん退院療養特約（終身型）、がん先進医療特約、女性がん特約、抗がん剤治療特約、女性がん入院特約を含み、がん無事故給付特約は含まない。

２．終身保険（低解約返戻金型）

保険料払込期間および契約年齢ごとに異なるテーブルを使用する。

ア．保険料払込期間：１５年、５５歳満了、６０歳満了、６５歳満了

契約年齢	初年度手数料率	次年度以降手数料率 （２－１０年目）
２０～２９歳	１８．０％	１．５％
３０～３９歳	１５．０％	１．５％
４０～４９歳	１２．０％	１．５％
５０～５９歳	９．０％	１．５％
６０～６９歳	７．５％	１．５％

イ．保険料払込期間：終身

契約年齢	初年度手数料率	次年度以降手数料率 （２－１０年目）
２０～２９歳	２２．５％	１．５％
３０～３９歳	１８．０％	１．５％
４０～４９歳	１５．０％	１．５％
５０～５９歳	１２．０％	１．５％
６０～６９歳	９．０％	１．５％